

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱

令和3年7月12日制定

(通則)

第1条 沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号。以下、「国庫交付要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第102号。以下「県交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出を図るため、宿泊事業者（第3条第1項第2号で定める者。以下同じ。）が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組に要する経費の一部を第3条で定める補助事業者が支援する取組を沖縄県（以下「県」という。）が補助することにより、県外等から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって県への旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金」とは、本要綱の定めるところに従い県が補助する補助金をいう。
- (2) 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、県内で旅館業を営む者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）をいう。
- (3) 「補助対象事業」とは、宿泊事業者が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取組に要する経費の一部を補助事業者（次号で定める者。以下同じ。）が支援する取組に係る事業をいう。
- (4) 「補助事業者」とは、県交付規則第2条第3項に規定される者で、この要綱においては、第4条で定める者をいう。
- (5) 「間接補助事業者」とは、県交付規則第2条第6項に規定される者で、この要綱においては、第2号で定める宿泊事業者をいう。

(補助事業者の特定)

第4条 この要綱において、補助事業者は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）とする。

2 前項において、OCVBが補助対象事業を行うことが困難になった場合は、別に知事が定めるものとする。

(交付の対象等)

第5条 補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及びその他取扱い等は、別紙「補助対象経費」のとおりとする。

- 2 前項において算出された補助金の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業に係る要綱の策定及びその取り扱い)

第6条 補助事業者は、補助対象事業を遂行するための必要事項を定めた要綱を策定するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により要綱を策定した時又は策定した要綱を改正した時は、すみやかに県に当要綱を提出するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象事業を遂行するにあたり第1項の規定により策定した要綱(改正した要綱を含む。以下同じ。)では抛り難い事案等がある時は、県と協議を行い適正な事業遂行に努めるものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により策定した要綱を廃止した時は、すみやかに県に報告するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 県交付規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受ける補助事業者(以下「交付申請者」という。)は、知事に対し、様式第A1号による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額の金額をいう(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、第7条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、県交付規則第4条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、県交付規則第6条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第A2号による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 県交付規則第7条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に様式第A3号による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第11条 補助事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第A4号により変更交付申請書を提出するものとする。

- (1) 補助対象経費総額の増加

- (2) 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない事業実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）
- (3) 経費配分の変更で、金額の増減が20%を超えるもの

（交付の変更決定）

第12条 知事は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第13条 知事は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第A5号による変更交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第14条 県交付規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に様式第A6号による変更申請取下書を提出するものとする。

（遂行状況報告）

第15条 補助事業者は、県交付規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに様式第A7号による遂行状況報告書を提出するものとする。

（補助事業の遂行等の命令）

第16条 知事は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、県交付規則第11条第1項の規定に基づき、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、県交付規則第11条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、県交付規則第12条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日、又は事業の完了の日が属する年度の3月14日のいずれか早い期日までに、知事に様式第A8号による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月11日までに年度終了の実績報告として様式第A8号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第7条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第7条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第A9号の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 知事は、県交付規則第13条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者の様式第A10号による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 知事は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、精算請求により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第A11号により請求書を知事に提出し、概算請求により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第A12号により請求書を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 知事は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、県交付規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、県交付規則第15条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、県交付規則又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、県交付規則第16条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、県交付規則第17条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、県交付規則第17条第4項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、県交付規則第17条第7項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第22条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を

超える補助金が交付されているときは、県交付規則第16条第2項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命じなければならない。

(補助金の返還命令の期限)

第23条 県交付規則第16条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあつては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあつては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第24条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第25条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、県交付規則第21条第1項の規定に基づき、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票として、立入検査等職員身分証票(様式第A13号)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接補助金に係る承認及び返納等)

第26条 補助事業者は、補助対象事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第10条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと(平成22年国土交通省告示第505号(以下「財産処分告示」という。)で定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

(2) 補助事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書(様式第A14号)を知事に提出し、知事の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第17条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第27条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書(様式第A14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない(財産処分告示で定める財産の処分制限期間を経過した場合を

除く。)

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、財産処分等収入金報告書(様式第A15号)を提出させ、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱

別紙「補助対象経費」

区分	補助対象経費	補助率	その他取扱内容
(1)直接経費	イ 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインその他都道府県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費を助成する事業に要する経費 ロ 宿泊事業者が実施するマイクロリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費を助成する事業に要する経費	(1)直接経費に係るもの 1/2 を上限とする。	(1)直接経費に係るもの ○ 補助対象経費の適用日を令和2年5月14日（遡及適用）から令和3年12月15日までとする。 ○ 補助金の上限額は、1施設あたりイ及びロを併せて下記の施設規模別上限額以下とする。 (施設規模別上限額) 1室～10室まで：100万円 11室～20室まで：150万円 21室～30室まで：200万円 31室～40室まで：300万円 41室～50室まで：400万円 51室以上：500万円
(2)事務経費 (間接経費)	イ システム管理費 ロ 管理委託費 ハ 人件費 ニ 保険料（補助事業者の過失及び宿泊事業者の違反等（故意又は重過失を除く。）によって生じる補助事業者の損失に係るものを対象とする。） ト その他事業の目的を遂行するために必要であると知事が認めた経費	(2)事務経費に係るもの (1)イ及びロの直接経費として交付される額の10%を上限	

※ 留意事項

- 算出された補助金の合計額（(1)直接経費及び(2)事務経費の補助金の合計額）に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業費補助金交付申請書

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付申請書について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の着手及び完了予定日
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

 - 2 補助金申請額 _____ 円

 - 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（様式第A1-1号）
 - (2) 事業概要（任意様式）
 - (3) 事業（月別年間）スケジュール（任意様式）
 - (4) 積算書（任意様式）
 - (5) その他必要な書類
-

補助事業者 殿

沖 縄 県 知 事

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金については、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2 補助事業者は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「県交付規則」という。）及び宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

3 補助事業者は、県交付規則第16条第1項による当該補助金の返還の命令に係る交付決定の取消が、同規則第15条第2項の規定による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還期限の延長、又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しについて申請をすることができる。

4 補助事業者は、県交付規則第17条第1項又は同条第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部の免除について申請をすることができる。

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第10条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付決定変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第11条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

沖 縄 県 知 事

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更交付申請のあった標記補助金にかかる交付決定を以下のとおり変更したので、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第13条の規定に基づき、通知します。

記

1. 変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

- 2 補助事業者は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「県交付規則」という。）及び宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。
- 3 補助事業者は、県交付規則第16条第1項による当該補助金の返還の命令に係る交付決定の取消が、同規則第15条第2項の規定による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還期限の延長、又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しについて申請をすることができる。
- 4 補助事業者は、県交付規則第17条第1項又は同条第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部の免除について申請をすることができる。

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付変更申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定変更通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容変更の申請を、下記の理由につき、取り下げたいので沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第14条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第15条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金 補助対象事業遂行状況表

補助事業者名

(単位：円)

	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
合 計					

(添付書類)

- ・補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第17条の規定により、別紙のとおり報告します。

添付書類

（別紙）補助対象事業完了実績表

（別紙）宿泊事業者への交付内容一覧表 又は、これに準じるもの

その他知事が必要と認める書類

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金補助対象事業完了実績表

補助事業者名 _____

(単位：円)

	補助対象 経 費 (A)	交 付 決定額 (B)	実施額 (C)	収 入 (D)	計上額① ($E=C \times$ 補 助率)	計上額 ② ($F=(C -$ $D) \times$ 補助 率)	補助金額 (B、E、F のいずれか 少ない額)
合 計							

補助金合計額 (端数処理後)

(補助事業者の添付書類)
参考となる書類

※注：補助金合計額について

算出された補助金の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業費補助金

宿泊事業者への交付内容一覧表

補助対象事業者の名称			代表者の職氏名										
No.	宿泊事業者の氏名又は法人名	施設の名称(営業所名称)	施設種類及び所在市町村	旅館業許可日	事業開始日	交付決定日	上限額(円) (A)	補助対象経費(円)			補助算出額(円) (E:D*1/2を上限)	交付額(円) (F:A又はEの低い額)	他補助の有無 借・担の有無
				許可番号	事業終了日	額の確定日		イの経費(B)	ロの経費(C)	合計(D:B+C)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
-	ページ計(件毎 又は別紙参照)		A		C		E				他補助有り		件
-			B		D		F				借・担有り		件
-	総計 (最終ページの場合に記載 又は別紙参照)		A		C		E				他補助有り		件
-			B		D		F				借・担有り		件

※ページ計は、10件、50件又は100件毎の何れかの区分で記載して良い。また、紙面下部にページ計及び総計の記載が困難な場合は、別途、ページ計及び総計の一覧表を作成し添付して良い。

※上記表の基となる一覧表データを別途提出すること。

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業費補助金

宿泊事業者への交付内容一覧表

記載例

補助対象事業者の名称	〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇ビューロー	代表者の職氏名	会長 〇〇 〇〇
------------	-------------------	---------	----------

No.	宿泊事業者の氏名又は法人名	施設の名称(営業所名称)	施設種類及び所在市町村	旅館業許可日	事業開始日	交付決定日	上限額(円) (A)	補助対象経費(円)			補助算出額(円) (E:D*1/2を上限)	交付額(円) (F:A又はEの低い額)	他補助の有無 借・担の有無
				許可番号	事業終了日	額の確定日		イの経費(B)	ロの経費(C)	合計(D:B+C)			
1	沖縄太郎	沖縄太郎ホテル	ホテル 那覇市	年 月 日 〇〇第 号	R2年5月14日 R3年12月31日	R3年9月15日 R4年1月10日	5,000,000	2,012,345	2,512,345	4,524,690	2,262,000	2,262,000	無 無
2										0	0	0	
3										0	0	0	
4										0	0	0	
5										0	0	0	
6										0	0	0	
7										0	0	0	
8										0	0	0	
9										0	0	0	
10										0	0	0	
—	ページ計(件毎 又は別紙参照)		A	5,000,000	C	2,512,345	E	2,262,000			他補助有り		0件
			B	2,012,345	D	4,524,690	F	2,262,000			借・担有り		0件
—	総計 (最終ページの場合に記載 又は別紙参照)		A	—	C	—	E	—			他補助有り		- 件
			B	—	D	—	F	—			借・担有り		- 件

※ページ計は、10件、50件又は100件毎の何れかの区分で記載して良い。また、紙面下部にページ計及び総計の記載が困難な場合は、別途、ページ計及び総計の一覧表を作成し添付して良い。

※上記表の基となる一覧表データを別途提出すること。

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 県交付規則第13条の補助金の額の確定額

金 千円

（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額

金 千円

3. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 千円

4. 交付金返還相当額（3. - 2.）

金 千円

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

沖 縄 県 知 事

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金については、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第18条の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円					
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ					
	住所	(〒 -)				
	フリガナ					
	氏名					
3. 振込先金融 機関及び支店 名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他:)					
4. 預金種別	普通預金			当座預金		
5. 口座番号						

(注)

- 上記2.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記3.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
- 上記4.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記5.の口座番号は、右詰めで記入すること。

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定通知額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他:) 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（ 部署名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：担 当 者（ 部署名 ）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金補助対象事業財産処分等承認申請書

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第27条第1項の規定により申請します。

1. 補助対象事業の名称
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 氏名

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年7月12日付け文援第31号）第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の名称
2. 補助金の確定通知額及びその年月日
3. 補助対象経費の合計額
4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
5. 収入金の合計額
(内訳)
6. 納付すべき金額及びその年月日
7. 納付すべき金額の算出基礎